

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和8年4月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 12件

厚生年金保険関係 12件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500551号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600013号

## 第1 結論

請求者のA社における平成3年12月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年12月から平成5年9月までの標準報酬月額については、14万2,000円から34万円とする。

平成3年12月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年12月1日から平成7年8月16日まで

請求期間においてA社に継続して勤務していたが、勤務状況及び給与水準は請求期間前と同じであったにもかかわらず、請求期間の標準報酬月額が34万円から14万2,000円へと変更されている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成3年12月1日から平成5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は当初34万円と記録されていたところ、平成5年3月29日付けで、平成4年の定時決定による標準報酬月額の記録が取り消された上で平成3年12月1日に遡って14万2,000円に引き下げられ、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成5年10月1日)まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者と同様に、A社の多数の被保険者についても、上記期間において標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社の元取締役を含む複数の同僚は、請求期間において同社の業績が悪化していた旨回答しているほか、複数の元取締役は、社会保険事務所(当時)の提案により、標準報酬月額を減額訂正処理する届出を行った旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた減額訂正処理は事実に即したものととは考え難く、請求者の標準報酬月額について平成3年12月1日に遡って減

額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該処理の結果として記録されている請求者の平成3年12月から平成5年9月までの標準報酬月額は、元事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要と認められる。

2 請求期間のうち、平成5年10月1日から平成7年8月16日までの期間について、オンライン記録により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、平成5年10月1日及び平成6年10月1日の定時決定により14万2,000円と記録されているところ、この定時決定はそれぞれ平成5年9月16日及び平成6年8月29日に処理されており、当初の記録が取り消されて減額訂正処理されたものではなく、処理に不自然な点は見当たらない。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主は請求者の厚生年金保険料控除額等について不明である旨回答している上、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の主張どおりの厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の上記期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成5年10月1日から平成7年8月16日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500560号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600002号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を54万8,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月14日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及びA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額54万8,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500561号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600003号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を65万6,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月14日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及びA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額65万6,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500564号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600009号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を26万3,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成9年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月14日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及びA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額26万3,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500565号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600010号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成4年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月14日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額30万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500566号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600004号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額60万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500567号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600005号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を34万2,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月14日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された取引明細表、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及びA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額34万2,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500568号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600006号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を42万3,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及びA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額42万3,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500569号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600007号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を27万2,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成元年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額27万2,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500570号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600011号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を30万3,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間は育児休業期間中であったが上期に勤務実績があったため賞与が支給された。厚生年金保険の記録ではこの期間の賞与記録が確認できないので、調査の上、訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及びA社が加入していたB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳(以下「適用台帳」という。)から判断すると、請求者は平成30年12月14日に賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成30年\*月\*日から令和元年\*月\*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、平成30年12月14日に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳の写し及び適用台帳から、30万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500571号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600012号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額2万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500657号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600008号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を31万5,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月14日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額31万5,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500637号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2600002号

## 第1 結論

昭和62年11月から昭和63年2月まで、平成4年3月から同年5月まで、平成5年7月並びに平成6年1月及び同年2月の各請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年11月から昭和63年2月まで  
② 平成4年3月から同年5月まで  
③ 平成5年7月  
④ 平成6年1月及び同年2月

会社を退職した昭和62年11月頃、母が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料も母が納付してくれたと思うが、保険料未納の記録になっているので、調査の上、納付済の記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われていたところ、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金番号「\*」は、オンライン記録の資格処理日及び当該国民年金番号前後の被保険者の資格処理日により、平成8年12月頃に請求者の住所地であるA市で払い出されたものと推認され、当該払出時点において、請求者は昭和62年11月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、同年11月頃に加入手続が行われたとする請求者の主張と相違する。

また、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、前述の請求者が所持する年金手帳によると、請求者の国民年金加入手続は平成8年12月頃(払出時点)に初めて行われたものと考えられることから、当該払出時点では、請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料は徴収権が時効により消滅しているため納付することはできない。

さらに、A市は、保存期限経過のため、請求期間①、②、③及び④当時の国民年金の加入及び保険料納付の状況を確認できる資料はない旨回答している。

加えて、請求者は自身の国民年金の加入手続並びに請求期間①、②、③及び④の保険料納付に直接関与していない上、請求者の母親は請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付に係る記憶が明確でないため、当時の具体的な状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。